表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和３年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
本　　局	岡山市北区建部町桜
本　　局	岡山市北区御津紙工
笠 岡 支 局	笠岡市吉浜
高 梁 支 局	高梁市松山
高 梁 支 局	高梁市成羽町成羽
高 梁 支 局	高梁市成羽町下日名
倉 敷 支 局	総社市秦

（注）所有者等の探索の対象となる地域は，地番区域単位で記載すること。